

平成27年度 市県民税申告受付日程表

■申告受付会場（臨時会場）：受付時間9時～16時

月 日	曜日	受付地域	受付会場
2月 9日	月	鵜住居町	長内集会所 (日向・新川原集会所)
2月10日	火	片岸町、両石町、箱崎町	
2月12日	木	甲子町第1～4地割	甲子公民館
2月13日	金	甲子町第5～8地割	
2月16日	月	甲子町第9～10地割	
2月17日	火	栗林町	橋野ふれあいセンター
2月18日	水	橋野町	
2月19日	木	野田町	小佐野コミュニティ会館
2月20日	金	定内町、礼ヶ口町、新町、住吉町	
2月23日	月	小佐野町、甲子町第15～16地割	
2月24日	火	小川町、桜木町	
2月25日	水	唐丹町（小白浜、片岸、川目、山谷）	唐丹公民館
2月26日	木	唐丹町（花露辺、本郷、大曾根、荒川、大石）	
2月27日	金	大字平田第1～9地割	
			上平田ニュータウン集会所

○左記の受付地域は目安です。ご都合に合わせて最寄りの会場で申告をしてください。

○シープラザ釜石(本会場)での申告受付は3月1日からです(下記)。臨時会場での受付期間中に申告できない人は、本会場で申告してください。

■シープラザ釜石 2階（本会場）：受付時間9時30分～16時

日	月	火	水	木	金	土
3/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16					



昨年の申告受付の様子

○9時開場となります。

(施設の保安・警備上、9時前の入場はできませんのでご注意ください。)

○期間中は3月1日、8日、15日の日曜日でも申告できます。

また、3月3日(火：休館日) および7日、14日の土曜日は受付を行いません。

○3月第1週は特に混雑が予想されます。

～釜石税務署からのお願い～

所得税などの確定申告はお早めに

釜石税務署では、税務署内に申告書作成会場を開設します。

東日本大震災で被災した皆さんの相談などで、会場内は例年混雑しますので、早めの申告にご協力をお願いします。

なお、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン画面の案内に従って金額などを入力することで、自宅でも確定申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

◆開設期間

2月2日(月)～3月16日(月)(土・日曜日・祝日を除く) 9時～17時

※15時以降は会場が混雑する傾向にありますので、できるだけ早い時間帯にご来場ください。

◆申告・納期限

	申告・納期限	振替納付日
所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
消費税及び地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)

◆問い合わせ

釜石税務署 (小佐野町3-8-24/☎25-2081(代表))

※確定申告に関する電話での問い合わせは、「確定申告電話相談センター」におつなぎしますので、音声案内に従い「0番」を選択してください。



間もなく税の申告です

準備はお早めに

間もなく、平成26年中の収入の申告時期です。お早めに準備をし、忘れずに期限内に申告しましょう。

市県民税

◆申告が必要な人

平成27年1月1日現在、釜石市に住所があるすべての人が申告をしなければなりません。

ただし、次の①から④のいずれかに該当する人は必要ありません。

①給与所得者で会社から給与支払報告書が市役所へ提出されている人(給与のほか収入のある人、複数の会社から給与収入がある人は申告が必要です)

問い合わせ

市税務課市民税係

☎22-2111 (内線141・142)

◆申告期間と受付会場

左記の日程表をご覧ください。

〔臨時会場・市内6カ所〕

2月9日(月)～2月27日(金)

9時～16時

〔本会場・シープラザ釜石〕

3月1日(日)～3月16日(月)

9時30分～16時

② 税務署に所得税の確定申告書を提出する人

③ 収入が全くなく、税法上の扶養親族となる人

④ 収入が公的年金のみで、「源泉徴収票」に記載された「控除」以外に控除の追加がない人

※市県民税の申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険料の算出、就学援助・医療給付などの各種助成金手続き、国民年金保険料の免除申請、公営住宅使用料などの算定資料になりますので、前記①～④に該当する場合は除き必ず申告してください。

◆ 申告で持参するもの

① 申告用紙

② 印鑑

③ 平成26年中の収入がわかるもの(源泉徴収票など)

④ 社会保険料の領収書、生命保険・地震保険料の控除証明書など所得控除を受けるのに必要な書類

◆申告用紙は各個人へ

市県民税の申告用紙は、個人あてに郵送します。なお、用紙が届かない場合でも、受付会場に申告用紙を用意してありますので、直接受付会場へお出ください。

◆申告にあたってのお願い

受付会場は混み合いますので、営業所得や農業所得を申告する人、医療費控除などを受け取る人は、領収書の集計や収支計算をあらかじめ済ませた上でご来場ください。円滑な受け付けにご協力をお願いします。また、申告内容によっては税務署での申告をお願いする場合があります。